

整備管理者 制度改正に伴う外部委託の禁止について

～ 経過措置が終了を迎えます！～

平成 19 年 9 月に整備管理者制度が改正され、標記「外部委託」の一部については施行から 2 年の経過措置が設けられておりましたが、その経過措置も終了を迎えます。

つきましては、運送事業者等から整備管理者として選任委託を受けている方は、平成 21 年 9 月 9 日以降は選任ができませんのでご注意願いますとともに、その旨を取引先に指導いただきますようお願いいたします。

整備管理者制度の改正

事業用自動車については、整備管理が不十分であることによる事故が少なからず発生していることなどから、事業者の責任における整備管理者をより徹底するため、国土交通省は整備管理者制度について次のとおり改正を行いましたのでお知らせします。

外部委託の禁止

自動車運送事業者にあっては、自企業外の者を整備管理者として選任することが原則禁止されました。（既に外部委託している場合は、平成 21 年 9 月 9 日まで猶予される等の経過措置があります。）

必ず自社内に整備管理者を置く必要があります。

（定期点検の実施等、整備「作業」自体は委託可能です）

一定条件（ ）を満たし、同一企業内と同等とみなせるグループ企業においては、例外的に外部委託が可能です。

（ ）グループ企業内（登記簿、営業報告書等で確認します）であることに加え、次の条件を満たしていることが必要です。

グループ企業が一体となって安全確保に取り組む体制を確保するため、安全管理規定及び整備管理規定その他必要な規定類について、一定要件を満足していること。

外部委託することについて被選任者及び受託者の代表者又は事業場責任者が同意承認していること。

整備管理者が他の業務又は役職を兼ねている場合、その兼務内容及び兼職に係わる事業者間の距離が、整備管理者の業務を行うに支障とならないこと。